

社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会支部三重県済生会
ウェブサイト制作事業者募集要項

ウェブサイトのリニューアルを実施し、利用者にとってわかりやすく利便性の高い情報提供を実現することを目的とし、一般競争入札総合評価落札方式で決定する。

1 業務概要

(1) 業務名

社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会支部三重県済生会ウェブサイト制作業務

(2) 業務内容

別紙、「社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会支部三重県済生会ウェブサイト制作事業者募集に関する仕様書」のとおり

(3) 納品期日

別紙、「社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会支部三重県済生会ウェブサイト制作事業者募集に関する仕様書」のとおり

(4) 著作権等

本業務で取得したすべての財産は社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会支部三重県済生会へ帰属するものとし、本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会支部三重県済生会へ帰属するものとする。また、成果物及び委託契約に基づく社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会支部三重県済生会の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

2 施設概要

名 称：社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会支部三重県済生会松阪総合病院（以下、「松阪総合病院」という。）

所在地：三重県松阪市朝日町一区 1 5 番地 6

病床数：一般病床 3 8 0 床

診療科目

内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、呼吸器内科、精神科、外科、脳神経外科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経内科、麻酔科、放射線科、緩和ケア科、形成外科、病理診断科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科、消化器外科、乳腺外科、臨床検査科、リウマチ科、新生児科、救急科

名 称：社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会支部三重県済生会松阪市民病院（仮称）（以下、「松阪市民病院」という。）

所在地：三重県松阪市殿町1550番地

病床数：一般病床326床

診療科目

内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、脳神経内科、外科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、リウマチ科、産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、皮膚科、精神科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線科、放射線治療科、緩和ケア内科、病理診断科、リハビリテーション科

3 参加資格条件

(1) 入札に参加できる者は、以下の条件をすべて満たすこととする。

- 1) 国税（法人税、消費税）および地方税（法人事業税、地方消費税）を滞納していないこと。
- 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 3) 過去に病院のウェブサイト実績があること。
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- 5) 発注者が不適切と認める事情がないこと。
- 6) 財務状況等から本業務の遂行が困難となるおそれがないこと。
- 7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびそれに準じる団体をいう）ではないこと。
- 8) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条3第6号に規定する暴力団員およびそれに準じるものをいう）ではないこと。

(2) 次の各号のいずれかに該当すると認められ、かつその事実があった後2年を経過していない者は、参加する資格を有しないこととする。

- 1) 契約の履行にあたり、故意に業務上の役務を粗雑におこなった者。
- 2) 公正な競争を妨げた者または公正な価格を害し、もしくは不正な利益を得るために連合をした者。
- 3) 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
- 4) 契約の代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額でおこなった者。

4 入札等のスケジュール

項	内容	日時
(1)	公告	令和7年10月23日(木)
(2)	仕様書等の閲覧・ダウンロード	令和7年10月23日(木)～ 29日(水)17時まで
(3)	参加条件および仕様書に関する質問書の受付期間	令和7年10月23日(木)～ 10月31日(金)17時まで
(4)	質問書に対する回答	令和7年11月 7日(金)
(5)	入札参加申請書の提出	令和7年10月23日(木)～ 11月12日(水)17時まで
(6)	企画提案書の提出	令和7年10月23日(木)～ 11月28日(金)17時まで
(7)	プレゼンテーション・入札書の提出・開札	令和7年12月 3日(水)
(8)	結果通知	令和7年12月 8日(月)
(9)	制作原稿支給・ デザイン制作期間	令和7年12月 8日(月)～ 令和8年 3月31日(火)17時まで
(10)	サイト公開	令和8年 4月 1日(水)

※ただし、土曜日・日曜日、祝日を除く。

5 手続き等

(1) 担当部署

担当者 松阪総合病院

事務部 総務課 山田

所在地 〒515-8557 三重県松阪市朝日町一区 15 番地 6

TEL 0598-51-2626 (代表)

FAX 0598-51-6557

E-Mail soumu01@matsusaka.saiseikai.or.jp

(2) 入札等の手続き

1) 仕様書等の閲覧・ダウンロード

閲覧期間：令和7年10月23日(木)～10月29日(水)17時まで

閲覧場所：松阪総合病院ホームページ

2) 参加条件および仕様書に関する質問書の受付期間

受付期間：令和7年10月23日(木)～10月31日(金)17時まで

提出方法：会社名と担当者名を明記のうえ、件名を「三重県済生会ウェブサイト
制作業務に関する質疑」とし「様式1_参加申請に係る質疑書」、

「様式2_企画提案書に係る質疑書」に記入の上、電子メールで送付すること。

3) 参加条件および仕様書に関する質問書に対する回答

日時：令和7年11月7日（金）

方法：質問のあった全員に対し、電子メールにて回答する。

4) 入札参加申請書の提出

提出書類：入札参加申請書（様式3）

企業概要（企業パンフレット可）

納税証明書またはこれに準じるもの

業務実績書（様式4）

期間：令和7年10月23日（木）～11月12日（水）17時まで

ただし、土曜日・日曜日、祝日を除く。

場所：（1）に同じ

方法：持参または郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は期日に必着のこと。

部数：提出書類で示す書類（正1部、副1部）

5) 企画提案書の提出

提出書類：提案提出書（様式5）

企画提案書（任意様式）A4判10頁以内（様式5および目次の頁数は含まない。企画提案書には下記の内容を記載すること。）

①企画力 サイト構成、情報整理、導線設計、アクセシビリティへの配慮の適切さ

②デザイン力 ブランド指針に沿った表現力、医療機関としての信頼性・清潔感、視認性

③技術力 CMS構築、レスポンス対応、セキュリティ対策、運用しやすさの妥当性

④実績・体制 医療機関や公共性の高い法人の制作実績、進行管理体制の明確さ

⑤サポート体制 公開後の保守、運用に関する提案内容、操作説明

期間：令和7年10月23日（木）～11月28日（金）17時まで

ただし、土曜日・日曜日、祝日を除く。

場所：（1）に同じ

方法：持参または郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は期日に必着のこと。

部数：提出書類で示す書類

提案提出書、企画提案書（正1部、副9部）

6) プレゼンテーション・入札書の提出・開札

日時：令和7年12月3日（水）10時

提出書類：入札書（様式6）

入札内訳書（任意様式）松阪総合病院、松阪市民病院それぞれの内訳がわかるよう記載すること。

※入札書には入札合計金額を、入札内訳書には各病院の内訳を記載すること。

部数：提出書類で示す書類

入札書、入札内訳書 各1部（入札書用封筒に入れること。）

場所：松阪総合病院 講堂 I

出席者：1 提案者3名以内

実施時間：1 提案者30分以内

（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）

※プレゼンテーションの時間は、別途連絡する。

6 選定方法

- ・一般競争入札総合評価落札方式とする。
- ・提出された企画提案書、プレゼンテーションおよび入札金額をもとに、審査委員会において審査・選考をおこない、最も優れた提案をおこなったものを落札者とする。
- ・最終の審査結果については、令和7年12月8日（月）にプレゼンテーションの全参加者に対し入札参加申請書に記載された連絡先へ文書にて通知する。なお、審査結果に対する問い合わせおよび異議申し立ては一切受け付けない。

7 契約・支払条件

- ・契約形態：請負契約
- ・検収完了後60日以内に一括払い

8 入札保証金は免除とする。

9 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- （1）入札参加申請書、企画提案書、入札書の提出期限に遅れた者
- （2）提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- （3）本件の募集開始から選定終了までの間に審査の公平性を害する行為をおこなった者
- （4）プレゼンテーション時刻を過ぎて入室のあった者

(5) 予定価格を超えた者

(6) その他、本要項に定める手続き、方法等を遵守しなかった者

以上